

# 令和6年度

## 大分県競技力向上対策事業等事務説明会

# 世界に羽ばたくアスリート強化事業

## 関係資料集

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| 1 令和6年度世界に羽ばたく選手強化事業実施要項    | P 1       |
| 2 世界に羽ばたく選手強化事業補助金交付要綱      | P 2 ~ 3   |
| 【別表】                        |           |
| ・ チーム大分強化事業補助対象経費           | P 4       |
| ・ 県外交通費早見表                  | P 5       |
| 3 大分県競技力向上対策本部事業補助金交付要綱（様式） |           |
| ・ 申請関係様式                    | P 6 ~ 10  |
| ・ 報告関係様式                    | P 11 ~ 15 |
| 4 チーム大分強化事業補助金事務添付書類様式      |           |
| ・ 誓約書                       | P 16      |
| 5 令和6年度世界に羽ばたく選手強化事業フロー図    | P 17      |

# 令和6年度「世界に羽ばたくアスリート強化事業」実施要項

## 1 趣 旨

世界で活躍しているスポーツ選手および、今後世界で活躍が期待されるスポーツ選手の国際大会への出場に関する経費を補助し、経済的負担を軽減する事により、大分県にゆかりのあるスポーツ選手の国際大会の出場機会を増やし、一層の競技力向上に資する。

## 2 主 催 者

大分県競技力向上対策本部  
大分県教育委員会

## 3 実施主体

対象となる競技団体

## 4 対象競技

国スポ正式41競技種目、オリンピック競技種目

## 5 実施期間

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

## 6 対象者

国際大会に出場する本県在住及び、本県にゆかりのある選手

## 7 実施内容

国際大会出場に関する遠征費に対して補助を行う

※国際大会とは、国外で開催される公式大会で、3カ国以上の選手が出場している大会とする

- ・遠征1回に対し、選手の自己負担となる経費の3/4を補助対象経費とする
- ・遠征1回の補助額の上限を50万円とする
- ・一人の選手に対する遠征回数についての上限は設けない

## 8 経 費

対象経費についての詳細は別表に定める

## 9 そ の 他

(1) 競技団体は、別に定める「世界に羽ばたくアスリート強化事業補助金交付要綱」により事業を実施するものとする。

(2) 競技団体は、事業の実施にあたって十分な安全対策を講じるものとする。

(3) 競技団体は、大分県暴力団排除条例に基づき、暴力団又は暴力団員と密接な関係がない旨の誓約書を提出するものとする。

## 世界に羽ばたくアスリート強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大分県競技力向上対策本部長（以下「本部長」という。）は、国際大会出場に要する経費に対し、予算で定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 本部長は、別表に定める補助対象事業（以下「補助事業」という。）のうち補助対象経費に係るものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、本部長が別に定める日までに本部長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他、本部長が必要とする書類（大会実施要項、選手のエントリーが分かるもの）

(交付条件)

第4条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（本部長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、補助金変更承認申請書（第2号様式）を本部長に提出し、その承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、本部長の承認を受けること。
  - (3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
  - (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
  - (5) その他、この要綱の定めに従うこと。
- 2 前項の(1)の規定による本部長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に影響を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。また、補助金変更承認申請書による変更については補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により承認する。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 補助金の交付申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、本部長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第5号様式)を本部長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の実績報告は、事業実績報告書(第6号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度4月5日のいずれか早い期日までに本部長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他、本部長が必要とする書類(大会結果など)

(補助金の額の確定通知)

第10条 補助金の額の確定通知は、補助金の額の確定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(決定の取消し)

第11条 本部長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 第2条に定める事業以外の用途に使用されたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 本部長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 本部長は、第10条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

## 別表

### 世界に羽ばたく選手強化事業

補助対象経費	補助限度額
<b>【 交 通 費 】</b> ○国内交通費 国際線がある空港までの移動にかかる経費を対象経費とする	県外交通費早見表の額
○海外渡航交通費  実 費	実 費
<b>【 宿泊費（朝・夕食込）】</b> ○国内宿泊費 国際線の出発・帰着に関する宿泊のみ対象 ○国外宿泊費 実 費	1泊につき 13,000円  実 費
<b>【 会場費等 】</b> 実 費	実 費
<b>【 用具等輸送費 】</b> 実 費	実 費
<b>【 大会等参加費・登録料 】</b> 実 費	実 費
<b>【 保険料 】</b>  実際に加入した保険を対象経費とする。	実 費
<b>【 その他 】</b> ※対策本部が必要と認める経費	別途、対策本部にて決定

※遠征1回に対し、選手の自己負担となる経費の3/4を補助対象経費とする。  
 ※遠征1回の補助額の上限を50万円とする。

# 県外交通費早見表

	北海道	東北	関東	北信越	東海	関西	中国	四国	九州	沖縄	北海道	東北	関東	北信越	東海	関西	中国	四国	九州	沖縄	北海道	
1	70,000	70,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	70,000	70,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	70,000	70,000	40,000	8,000
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						
31																						
32																						
33																						
34																						
35																						
36																						
37																						
38																						
39																						
40																						
41																						
42																						
43																						
44																						
45																						
46																						
47																						

別表1

大分	福岡	佐賀	長崎	熊本	宮崎	鹿児島
8,000	8,000	8,000	12,000	8,000	15,000	13,000
10,000	8,000	8,000	15,000	15,000	8,000	12,000
12,000	8,000	8,000	15,000	12,000	15,000	8,000
8,000	8,000	8,000	15,000	15,000	8,000	13,000

## 世界に羽ばたくアスリート強化事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日  
第 号

大分県競技力向上対策本部

本部長 尾野賢治 殿

(申請者)

住 所

団 体 名

代 表 者 名

印

令和 年度において、下記のとおり世界に羽ばたくアスリート強化事業を実施したいので、世界に羽ばたくアスリート強化事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

### 記

1 補助金交付申請額 円

2 補助対象経費及び区分

補助対象経費	区分	
	競技団体負担金	対策本部補助金

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 添付書類

(1)実施計画書

(2)収支予算書

(3)その他、本部長が必要とする書類

実施計画書

1 出場大会名

出場大会名

--

2 出場者名簿

No.	指導者には ○	氏 名	所 属 先	学年 (年齢)	出発地(市町村) (ふるさと選手は都道府県)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

3 行程表

--

4 他の事業との同時利用予定

<input type="checkbox"/>	他の事業との同時利用はない
--------------------------	---------------

<input type="checkbox"/>	他の事業との同時利用はある	事業名
--------------------------	---------------	-----



収支予算書

出場大会名

収入

(単位:円)

区 分	予 算 額	積 算 内 訳
対策本部補助金		
競技団体負担金 選手自己負担金		
合 計		

支出

(単位:円)

区 分	予 算 額	積 算 内 訳
世界に羽ばたく アスリート強化事業		1 交通費 2 宿泊費 3 会場費等 4 用具等輸送費 5 大会参加費・登録料 6 保険料 7 その他必要経費
合 計		

## 世界に羽ばたくアスリート強化事業費補助金変更承認申請書

令和 第 年 月 日 号

大分県競技力向上対策本部  
本部長 尾野賢治 殿

(申請者)

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

印

年 月 日付け分競本第 号で交付決定通知のあった令和 年度世界に羽ばたくアスリート強化事業費補助金について、下記のとおり変更したいので世界に羽ばたくアスリート強化事業費補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

### 記

1 補助金交付申請額 ( ) 円  
円

2 補助対象経費及び区分

補助対象経費	区分	
	競技団体負担金	対策本部補助金
( )	( )	( )

3 事業完了予定年月日 ( 年 月 日 )  
年 月 日

4 添付書類

- (1)実施計画書
- (2)収支予算書
- (3)その他、本部長が必要とする書類

変更前を上段の( )内に、変更後を下段に記載

## 世界に羽ばたくアスリート強化事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日  
第 号

大分県競技力向上対策本部

本部長 尾野賢治 殿

(申請者)

住 所

団 体 名

代 表 者 名

印

年 月 日付け分競本第 号で交付決定通知のあった令和 年度世界に羽ばたくアスリート強化事業費補助金 円を精算払・概算払の方法により交付されるよう、世界に羽ばたくアスリート強化事業費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

### 【振込口座】

\_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店・出張所

普通・当座 No. \_\_\_\_\_

(フリガナ) \_\_\_\_\_  
口座名義 \_\_\_\_\_

## 世界に羽ばたくアスリート強化事業実績報告書

令和 第 年 月 日 号

大分県競技力向上対策本部

本部長 尾野賢治 殿

(報告者)

住 所

団 体 名

代 表 者 名

印

年 月 日付け分競本第 号で交付決定通知のあった令和 年度世界に羽ばたくアスリート強化事業について、下記のとおり実施したので、その実績を世界に羽ばたくアスリート強化事業費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

### 記

1 事業完了年月日 令和 年 月 日

#### 2 添付書類

(1)事業実績書

(2)収支精算書

(3)その他、本部長が必要とする書類

事業実績書

1 出場大会名

出場大会名

2 出場者名簿

No.	指導者には ○	氏 名	所 属 先	学年 (年齢)	出発地(市町村) (ふるさと選手は都道府県)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

3 行程表

## 収支精算書

出場大会名

## 収 入

(単位:円)

区 分	予算額	精算額	内 訳
対策本部補助金			
競技団体負担金 選手自己負担金			
合 計			

## 支 出

(単位:円)

区 分	予算額	精算額	内 訳
世界に羽ばたく アスリート強化事業			1 交通費 2 宿泊費 3 会場費等 4 用具等輸送費 5 大会参加費・登録料 6 保険料 7 その他必要経費
合 計			

(様式例)

競技名	( 氏名 )
-----	--------

領収書(県外車賃:燃料費)

大会名	空港名	実施期日	実施人数

旅行情報

番号	月	日	曜	運転者 氏名	同乗数	出発地	走行距離 (km)
						到着地	
1							
2							
3							
4							
5							

※行程・距離を示す地図等を添付すること。

計算表・領収書

番号	走行距離 (km)	車賃領収額(円) ※1kmあたり25円	受領者名	サイン(フルネームを自署)	日付
1					
2					
3					
4					
5					

記入例

〇〇競技

( 氏名 )

領収書(県外車賃:燃料費)

大会名	空港名	実施期日	実施人数
2024 ICF Canoe Slalom World Championships	福岡空港	2024年4月 5日 ~4月11日	5人

旅行情報

番号	月	日	曜	運転者 氏名	同乗数	出発地	走行距離 (km)
						到着地	
1	4	5	金	豊後 太郎	4	大分市(大分県庁) 福岡空港	158
2	4	11	木	大分 二郎	4	大分市(大分県庁) 福岡空港	158
3							
4							
5							

※行程・距離を示す地図等を添付すること。

計算表・領収書

番号	走行距離 (km)	車賃領収額(円) ※1kmあたり25円	受領者名	サイン(フルネームを自署)	日付
1	158	3,950	豊後 太郎	豊後 太郎	1/9
2	158	3,950	大分 二郎	大分 二郎	1/9
3					
4					
5					



# 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

## 記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県競技力向上対策本部

本部長 尾野賢治 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

団体名

住 所

(ふりがな)

役職・氏名

印

生年月日 ( 昭和 ・ 平成 ) 年 月 日

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

# 令和6年度世界に羽ばたくアスリートの強化事業フロー図

国際大会出場補助 (15,000千円)

※年間予算がなくなり次第終了

